第六十五条及び第六十六条を次のように改める。

第六十五条及び第六十六条　削除

第七十三条中「親権又は管理権の喪失の宣告」を「親権喪失、親権停止又は管理権喪失」に改める。

第七十四条第一項中「親権又は管理権の喪失の宣告」を「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改める。

第七十六条中「親権又は管理権の喪失を宣告」を「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改める。

第七十七条第一項中「親権又は管理権の喪失の宣告」を「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改め、同条第二項中「又は子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の申立」を「、子若しくはその親族、未成年後見人又は未成年後見監督人は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の申立て」に改める。

第七十八条　削除

第七十九条中「親権又は管理権の喪失の宣告」を「親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改める。

第八十条第一項中「子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告」を「子若しくはその親族、未成年後見人又は未成年後見監督人は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改め、同条第二項中「本人又はその親族は、親権又は管理権の喪失の宣告」を「申立人又は本人若しくはその親族は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判」に改める。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条　削除

第八十六条の二第二項第一号中「成年後見人」を「後見人」に改める。

第九十条中「、第六十六条の規定は、未成年被後見人の懲戒に関する許可その他の処分について」を削る。

第九十二条第一項中「、第八十五条」を削る。

（特別家事審判規則の一部改正）

第二条　特別家事審判規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条（見出しを含む。）中「管理権の喪失の宣告」を「管理権喪失」に改める。

第二十七条の見出し中「管理権の喪失の宣告」を「管理権喪失」に改め、同条中「第七十八条」を「第七十七条」に、「管理権の喪失の宣告」を「管理権喪失」に改める。

（少年審判規則の一部改正）

第三条　少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「又は名称」を「、名称又は商号」に改める。

第八条第一項第一号中「住居」の下に「（保護者が法人である場合においては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地）」を加える。

第九条第一項中「外」を「ほか」に改め、「住居」の下に「（保護者が法人である場合においては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地）」を加える。

第九条の三第一号中「住居」の下に「（保護者が法人である場合においては、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地）」を加える。

第十三条の二第一項第一号中「又は名称」を「、名称又は商号」に改める。

第三十条の十一第一項第一号中「氏名」の下に「、名称又は商号」を加える。

第三十条の十三第一項第一号中「又は名称」を「、名称又は商号」に改める。

第三十三条第二項第三号中「氏名」の下に「（保護者が法人である場合においては、出席した代表者の氏名）」を加える。

第四十二条の二第一項第一号中「又は名称」を「、名称又は商号」に改める。

（少年の保護事件に係る補償に関する規則の一部改正）

第四条　少年の保護事件に係る補償に関する規則（平成四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第二項第一号並びに第五条第二項第二号中「氏名」の下に「、名称又は商号」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日から施行する。

（家事審判規則の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　第一条の規定による改正後の家事審判規則（附則第四条において「新規則」という。）の規定は、附則第四条の規定による場合を除き、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一条の規定による改正前の家事審判規則の規定によって生じた効力を妨げない。

（特別家事審判規則の一部改正に伴う経過措置の原則）

第三条　第二条の規定による改正後の特別家事審判規則の規定は、次条第一項の規定による場合を除き、この規則の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第二条の規定による改正前の特別家事審判規則の規定によって生じた効力を妨げない。

（親権の喪失の宣告等の通知に関する経過措置）

第四条　親権又は管理権の喪失を宣告する審判（他の一方がその権利を行うこととなる場合における父母の一方に対する審判に限る。）でこの規則の施行前に確定したものについては、なお従前の例により戸籍事務を管掌する者に対し通知するものとし、新規則第二十一条の二第一項第一号の規定は、適用しない。

2　未成年後見人又は未成年後見監督人を選任する審判でこの規則の施行前に効力を生じたものについては、なお従前の例により戸籍事務を管掌する者に対し通知するものとし、新規則第二十一条の二第一項第二号の規定は、適用しない。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○総務省令第百五十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

総務大臣　川端　達夫

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「市町村行政機能応急復旧補助金」を「市町村行政機能応急復旧補助金（原子力災害避難住民等交流事業費補助金」に、「情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金」を「情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金（情報通信技術利活用事業費補助金」に、「防災情報通信設備整備事業交付金」を「防災情報通信設備整備事業交付金（消防団安全対策設備整備費補助金）」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用する。

告　示

○総務省告示第四百九十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、平成十二年自治省告示第百六号（予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の補助金等から適用する。

平成二十三年十二月二日

総務大臣　川端　達夫

表の上欄に次の二号を加える。

十五　消防団安全対策設備整備費補助金

十六　消防防災通信基盤整備費補助金

○総務省告示第四百九十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和三十五年自治省告示第十五号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の補助金等から適用する。

平成二十三年十二月二日

総務大臣　川端　達夫

表の上欄に次の二号を加える。

十　消防団安全対策設備整備費補助金

十一　消防防災通信基盤整備費補助金